

予算決算委員長報告を申し上げます。

今期臨時会で当委員会に付託されました案件は、「議案第35号 専決処分の承認について(令和2年度鳴門市一般会計補正予算(第8号))」ほか議案1件であります。

当委員会は、5月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも承認すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第35号 専決処分の承認について(令和2年度鳴門市一般会計補正予算(第8号))」については、歳入の補正として、地方譲与税、各交付金、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ふるさと活性化寄附金及び市債を確定した金額に補正し、歳出の補正として、新型コロナウイルス感染症対策事業、新型コロナウイルス感染拡大対策防止資機材整備事業及び消防団資機材等整備事業に係る事業費の増額、ふるさと活性化寄附金の収入に伴うふるさと活性化基金への積立金の増額、不用となる予備費の減額、財政調整のため財政調整基金への積立金の減額を行うものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

委員からは、減収補てん債の減額理由について質疑があり、理事者からは、起債限度額と同額を計上していたが、年度末までの収支を勘案したところ全額を借り入れなくとも一定の収支は保てると判断し、より健全な財政運営を目指して普通交付税をもって精算することとしたため減額した、との説明がありました。

また、委員からは、減収補てん債の特例分は令和2年度予算の中に含まれているのか、との質疑があり、理事者からは、今回の補正後の減収補てん債の額6,417万5,000円に特例分は含まれていない、との説明がありました。

また、委員からは、市債に関し、例年と比較し減額幅が大きくなった要因について質疑があり、理事者からは、令和2年度予算においては国の補助金などの特定財源の影響や起債対象事業費の減額が大きかったことなどから減額幅が大きくなった、との説明がありました。

次に、委員からは、予備費の減額内容について質疑があり、理事者からは、例年、予備費は2,000万円を計上していたが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対策を迅速に行うことができるよう、補正予算を含め1億9,000万円の予備費を計上しており、そのうち「食べ・乗り」などの新型コロナウイルス感染症対策に7,825万円を執行したことから、残りの額を減額補正した、との説明がありました。

委員からは、円滑な市民サービスを提供するための体制整備も必要であることから、市民や事業者に対する支援だけではなく、職場環境の改善などについても予備費を有効に活用するなど、予算の配分を十分に検討してほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、歳入予算のうち、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金及び法人事業税交付金の当初予算の額については、新型コロナウイルス感染症の影響が反映される前の額なのか、との質疑があり、理事者からは、予算要求時はコロナ禍となる

前であったため新型コロナウイルス感染症の影響は当初予算に反映されていないが、株式市場の状況などを勘案し低めに見積もっていた部分があったことなどから、結果的には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえても当初の想定を上回る歳入があった、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認しました。

---

次に、「議案第38号 専決処分の承認について（令和3年度鳴門市一般会計補正予算（第1号）」については、歳入の補正として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を計上し、歳出の補正として、子育て世帯生活支援特別給付金、市民生活応援うずとく商品券配布事業及び「みんなで守る！感染予防」推進事業に係る事業費を計上するものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認しました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。